

諮問日：令和3年6月23日（令和3年度（情）諮問第2号）

答申日：令和3年10月25日（令和3年度（情）答申第20号）

件名：奈良地方裁判所に申し出た司法行政上の不服の処理に関する事務手続きが分かる文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「裁判所に申し出た司法行政上の不服の処理に関する事務手続きが分かる文書」の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、別紙の番号を用いて「文書1」などといい、これらを併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、文書2及び3の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が令和3年5月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

奈良地方裁判所が開示した「司法行政上の不服申立処理手順フローチャート」（文書2）並びに「【投書の処理について】」で始まる書面（文書3）は、ほぼ全文が黒く塗りつぶされており、この不開示とされたほぼ全文が、本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

「司法行政上の不服申立処理手順フローチャート」（文書2）及び「【投書の処理について】」で始まる書面（文書3）の各文書は、裁判所が受け付

けた司法行政上の不服等に関する司法行政文書（以下「不服等申立書」という。）についての標準的な処理手順等を記載した文書であるところ、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）を公にすると前記処理手順等が画一的な基準として運用されているような誤解を生じさせ、不服等申立書を提出した者から、自身の提出した文書が前記処理手順等のおりに処理されていないといった苦情が述べられるなど、不服等申立書への対応を含む裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年6月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 文書2及び文書3を見分した結果によれば、本件不開示部分には、不服等申立書についての具体的な処理手順等が記載されていることが認められる。その記載内容を踏まえれば、本件不開示部分が公になると、不服等申立書はその内容によって取扱いが異なるべき性質のものであるにもかかわらず、上記処理手順等によって一律に処理されるべきなどの様々な誤解を生じさせ、ひいては、不服等申立書を提出した者から、自身の提出した文書が上記処理手順等のおりに処理されていないといった苦情が述べられ、不服等申立書に対応する裁判所の事務担当者についても事案に応じた柔軟な取扱いに困難が生ずる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが推認されるから、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

## 別紙

- 1 「司法行政上の不服申立方法の比較」と題する書面
- 2 「司法行政上の不服申立処理手順フローチャート」
- 3 「【投書の処理について】」で始まる書面
- 4 令和3年3月12日付け最高裁判所事務総局総務局第一課長事務連絡「行政不服審査法第21条に基づいて処分庁等に審査請求書が提出された場合の取扱いについて」